

平成29年度

公の施設の指定管理者監査

結果報告書

ふじみ野市監査委員

平成29年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

平成29年度公の施設の指定管理者監査は、次の指定管理施設を監査対象として実施した。

1 ふじみ野市立エコパ

- (1) 指定管理者 ふじみのエコウェルズ株式会社
- (2) 所管部課 市民活動推進部環境課（環境センター）
- (3) 指定期間 平成26年6月1日から平成43年3月31日

2 ふじみ野市立上福岡図書館及び上福岡西公民館図書室

- (1) 指定管理者 FUJIMINO TRC GROUP
- (2) 所管部課 教育部社会教育課（大井図書館）
- (3) 指定期間 平成27年10月1日から平成32年3月31日

第3 監査の範囲

平成28年度及び平成29年度における出納その他の事務の執行で、ふじみ野市が委託した指定管理業務及び指定管理料に係るもの

第4 監査の実施期間

平成29年7月25日～平成29年10月31日

第5 監査の着眼点

公の施設の指定管理に係る事務執行が、関係法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証を行った。

1 指定管理者に対する監査

- (1) 施設は、関係法令（条例を含む。）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、料金設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

2 所管部課に対する監査

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第6 監査の方法

指定管理者及び所管課から関係資料、証拠書類等の提出を求め、書面監査及び実地調査を行い、それぞれの担当者からの説明聴取により監査を実施した。

第7 監査の概要

1 ふじみ野市立エコパ

(1) 施設の概要

施設の所在地	ふじみ野市駒林1117番地
指定管理 導入年月	平成26年6月
施設(建物) の構造等	・構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上1階建 ・建築面積：1,818.82 m ² ・延床面積：1,818.82 m ²
施設構成	大広間、多目的室A～C、和室A・B、交流室、健康相談室、 レストラン、バーデプール、幼児プール、露天風呂1・2、浴 室1・2、脱衣室1・2、シャワー室1・2、及び附属設備な ど 駐車場：142台(管理・啓発棟と兼用) 駐輪場：30台

(2) 指定管理者の収支

ふじみ野市立エコパは、利用料金及び指定管理料等で管理運営されており、平成28年度の指定管理者の収支実績額は、収入額205,264,428円、支出額189,768,504円で、差し引き15,495,924円となっており、その内訳は次のとおりである。

収入

(単位：円)

費目	実績額	年度計画額	差引額
指定管理料	169,767,443	123,636,240	46,131,203
減免補填収入	17,161,920	17,476,560	△314,640
利用料金	3,594,172	19,753,200	△16,159,028
自主事業	14,740,392	0	14,740,392

そ の 他 収 入	501	0	501
収 入 合 計 (A)	205,264,428	160,866,000	44,398,428

支出

(単位：円)

費 目	実 績 額	年 度 計 画 額	差 引 額
人 件 費	84,820,410	74,200,000	10,620,410
委 託 料	47,629,679	28,998,000	18,631,679
修 繕 料	1,658,066	9,720,000	△8,061,934
光 熱 水 費	18,338,170	30,888,000	△12,549,830
そ の 他	37,322,179	17,060,000	20,262,179
支 出 合 計 (B)	189,768,504	160,866,000	28,902,504
収 支 (A - B)	15,495,924	0	15,495,924

※ 収入・支出における年度計画額は、(仮称)ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業提案書に基づく年度計画額に消費税(8%)を含んだ額(人件費を除く。)である。

(3) 施設の管理及び運営について

当該施設はPFI事業等として運営業務を行うため、特別目的会社である「ふじみのエコウェルズ株式会社」を設立し、指定管理者の指定を受けるとともに、特別目的会社を構成している「株式会社クリーン工房」に運営業務を委託し管理運営を行っているものである。

平成26年6月の運営開始以来利用者が増加しており、平成28年度には運営開始からの累計入館者数が50万人を超え、市内の公共施設の中で最も利用者数の多い施設となっている。イベント等を積極的に実施していることから利用者数の増加につながっており、指定管理者制度による管理運営の効果が見られる。

(4) 監査の結果

ア 指定管理者

施設の管理運営については、概ね適切であると認められた。

なお、経理事務においては、特別目的会社に係る経理と指定管理に係る経理が明確となるよう所管部課と協議、検討していただきたい。

また、当該施設はバーデプール等の利用者が日々多く来館する施設であることから、所管部課と密に連携を図り、細心の注意を払いながら施設の管理及び運営に努めていただきたい。

イ 所管部課

指定管理に係る事務事業の執行は、概ね適切であると認められた。

なお、毎月及び毎年度終了後、指定管理者から提出されている事業報告書については、その内容等を十分に精査していただきたい。

また、利用料金については、受益者負担の視点から今後の検討課題としていただきたい。

2 ふじみ野市立上福岡図書館

(1) 施設の概要

ア ふじみ野市立上福岡図書館

施設の所在地	ふじみ野市上野台三丁目3番1号
指定管理 導入年月	平成27年10月
施設(建物) の構造等	・構造：鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階 ・建築面積：1,915.178 m ² ・延床面積：2,799.64 m ²
施設構成	・1階：事務室、録音室、対面朗読室、おはなし室、一般書コーナー、児童書コーナー、調べもののコーナー など ・2階：集会室1・2、視聴覚ホール ・地階：書庫、機械室、電気室 駐車場：30台 駐輪場：120台

イ ふじみ野市立上福岡西公民館図書室（上福岡西公民館内）

施設の所在地	ふじみ野市上福岡五丁目2番12号
指定管理 導入年月	平成27年10月
施設(建物) の構造等	・構造(建物全体)：鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階 ・床面積：143.7 m ² (1階部分の一部) 駐車場：23台(共用) 駐輪場：30台(共用)

(2) 指定管理者等の収支

ふじみ野市立上福岡図書館及び上福岡西公民館図書室は、指定管理料のみで管理運営されており、平成28年度の指定管理者の収支実績額は、収入額136,580,139円、支出額136,580,139円で、差し引き0円となっており、その内訳は次のとおりである。

収入

(単位：円)

費目	実績額	年度計画額	差引額
指定管理料	136,348,644	136,348,644	0
自主事業	120,535	110,000	10,535
その他収入	110,960	96,000	14,960
収入合計(A)	136,580,139	136,554,644	25,495

支出

(単位：円)

費目	実績額	年度計画額	差引額
人件費	73,080,389	76,375,644	△3,295,255
設備管理費	11,555,995	11,556,000	△5
備品購入費	22,226,895	22,200,000	26,895
修繕費	1,958,580	2,160,000	△201,420

光熱水費	7,203,449	8,530,000	△1,326,551
事業費	5,555,731	5,743,000	△187,269
事務経費	2,064,924	1,920,000	144,924
その他	12,934,176	8,070,000	4,864,176
支出合計（B）	136,580,139	136,554,644	25,495
収支（A－B）	0	0	0

(3) 施設の管理及び運営について

平成27年10月から指定管理者による施設の管理運営が開始され、これまでに開館時間を延長し、休館日を月1回としている。また、指定管理者の自主事業として「図書館育児アドバイザー」、「学校図書館支援事業」など子育てや学校支援活動を取り入れており、平成28年度の利用者数、貸出点数等は前年度と比較して増加が見られ、指定管理者制度による管理運営の効果が見られる。

(4) 監査の結果

ア 指定管理者

施設に係る管理運営については、概ね適切であると認められた。

なお、経理事務においては、より収支状況が明確となるよう所管部課と協議、検討していただきたい。

また、当該施設は、乳幼児から高齢者まで多くの利用者が来館する施設であることから、所管部課と密に連携を図り、細心の注意を払いながら施設の管理及び運営に努めていただきたい。

イ 所管部課

指定管理に係る事務事業の執行は、概ね適切であると認められた。

なお、モニタリングにおいては、指定管理者の財政状況の把握やサービスの質に対する評価を工夫するなど、よりモニタリングの有効性を高めるよう努めていただきたい。

第8 まとめ

平成29年度「公の施設の指定管理者監査」について、監査の着眼点に基づきそれぞれの指定管理者及び所管部課について、実地調査、書面監査及び担当者からの説明聴取を行った結果、概ね適切に施設の管理及び運営並びに事務事業の執行が行われているものと認められた。

なお、改善及び検討すべき点については、適切な措置を講じ、適正な事務処理を行っていただきたい。

また、今後においても、市民の安心・安全を第一とする体制をより強化するとともに、サービスの更なる向上を行うよう要望するものである。